

倉敷市児島モーターボート競走場
外向発売所軽食コーナー出店者募集要項

令和 7 年 5 月

倉敷市ボートレース事業局

<目 次>

1	募集の趣旨	1
2	ボートレース児島の概要（令和7年4月時点）	1
3	外向発売所（児島ガァ〜コピー）の概要（令和7年4月時点）	1
4	募集内容等	2
5	応募資格	4
6	応募方法	4
7	審査及び選定方法	5
8	使用条件	6
9	禁止行為について	6
10	参加資格又は使用許可の取消しについて	7
11	原状回復について	7
12	その他	7
13	問合せ及び書類提出先	8

<その他参考資料>

- 資料1 倉敷市児島モーターボート競走場位置図
- 資料2 外向発売所平面図
- 資料3 軽食コーナー設備平面図
- 資料4 販売実績

- 別紙1 費用負担一覧表
- 別紙2 企画提案に係る評価基準

1 募集の趣旨

倉敷市ボートレース事業局（以下「事業局」）が運営する、倉敷市児島モーターボート競走場（以下「ボートレース児島」）の外向発売所（児島ガァ〜コピー）に隣接する軽食コーナーにおいて、出店していた飲食店が令和7年2月末を以て閉店したことに伴い、外向発売所の来場者が滞在中に飲食を楽しむことができるよう、魅力ある出店者を新たに募集するものである。

2 ボートレース児島の概要（令和7年4月時点）

- (1) 所在地 : 岡山県倉敷市児島元浜町6番地3（資料1参照）
- (2) 面積
 - ① 場内敷地 32,826.48㎡
 - ② 駐車場敷地 67,302.46㎡（約2,500台分）
 - ③ 無料バス駐車場敷地 6,968.45㎡
 - ④ 駐輪場敷地 1,504.38㎡
 - 計 108,601.77㎡
- (3) アクセス : JR児島駅から徒歩20分又は車5分（無料バスを運行）
- (4) 本場入場料 : 100円（20歳未満は無料）
- (5) 駐車場代 : 無料

3 外向発売所（児島ガァ〜コピー）の概要（令和7年4月時点）

- (1) 所在地 : 岡山県倉敷市児島元浜町790番地1（資料1参照）
- (2) 営業日 : 施設点検日等を除く、年間355日程度
- (3) 営業時間 : 7:30～21:00
- (4) 施設の概要
 - ① 延べ床面積 3,171.57㎡
 - ② 収容人員数 840人
 - ③ 設備 投票所、指定席（40席）、軽食コーナー、総合案内所、喫煙所
 - ④ 入場料 無料（指定席は1,000円）
 - ⑤ 飲料自動販売機 屋内5台（投票所内4台、喫煙所内1台）、屋外3台
指定席内1台（利用無料のカップ式自動販売機）
- (5) 来場者数実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間開催日数	359日	358日	357日
年間来場者数	1,137,770人	1,160,926人	1,126,927人
1日平均来場者数 （指定席を含む）	3,169人	3,243人	3,157人

※上記は延べ人数であり、外向発売所内の最大滞留者数（収容人員数）は約800人。

- (6) 平面図（資料2参照）

4 募集内容等

出店者の選定は「公募型プロポーザル方式」とし、応募者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき評価を行い、出店候補者を決定する。

(1) 募集内容

① 募集対象

外向発売所に隣接する軽食コーナーにおいて、飲食物（少なくとも主食となるものを含めること。また、酒類・たばこの販売は不可。）を提供する、個人又は法人が経営する飲食店とする。

② 営業開始日

令和7年10月1日（水）までに営業を開始できること。

③ 営業日

外向発売所の営業日（年間355日程度（年度により変動あり））

※原則として外向発売所の営業日には店舗を営業していただく必要があるが、定休日を設ける場合は、事前に事業局に届け出を行うとともに、店舗入口への掲示等により、来場者に周知すること。

※外向発売所の休業日であっても、本場の開催日は店舗を営業しても差し支えないこと。（外向発売所、本場ともに休業の日は、ボートレース場入口のゲートが閉鎖されます。）

※出店後に営業日を変更する場合は、事前に事業局に届出を行うこと。

④ 営業時間

外向発売所の営業時間（7：30～21：00）を超えない範囲で、出店者が任意に決定してよい。ただし、11時から14時までの時間帯は必ず営業すること。

※出店後に営業時間を変更する場合は、事前に事業局に届出を行うこと。

⑤ 出店許可期間

営業開始日から令和17年3月31日まで（10年間）

※出店後、原則として3年以上は営業継続に努めること。

※上記出店許可期間の経過後は、再度プロポーザルにより出店者を選定する予定（今回の出店者が再度申込みを行うことは可）。

⑥ テナント料（施設使用料）

716,100円（年額）

⑦ 費用負担について

出店に伴う諸費用の負担について、事業局と出店者のどちらが負担するかについ

ては、別紙1「費用負担一覧表」を参照のこと。

なお、現に事業局が設置している厨房設備等については、資料3「軽食コーナー設備平面図」のとおりであり、それ以外に追加で設置する厨房設備等にかかる諸費用については、原則として出店者負担とする（財産目録を作成し、相互に確認する。）。

⑧ その他参考情報

近隣（駐車場を挟み軽食コーナーの対面100m内）にコンビニエンスストアあり。

(2) 設備の概要（予定）

① 貸付面積

72.71㎡（厨房部分46.38㎡、客席部分26.33㎡）

② 座席数

10～15席程度

※現在店内には椅子がなくカウンター机のみの、いわゆる立ち食い方式となっているが、出店者の希望があれば、事業局負担により店内スペースに支障がない範囲で、回転椅子等の追加設置について検討する。

③ 店舗内レイアウト

資料3「軽食コーナー設備平面図」を参照のこと。

※申込受付期間中（令和7年5月7日（水）～6月6日（金））に限り、店舗内の見学を受け付けますので、ご希望の場合は「13 問合せ及び書類提出先」の連絡先に電話又はメールにてご予約のうえ、ご来場ください。

(3) 営業品目

① 飲食物

- ・原則として店内で飲食が可能なメニューとし、少なくとも主食にできるメニューを含むこと。なお、それらに加えてテイクアウトメニューを販売することは妨げない。
- ・サイドメニューや飲料の提供にも努めること。

② 酒類・たばこ

- ・酒類・たばこの販売は、形態を問わず不可とする。

③ その他

- ・来場者への飲食の提供に支障がない範囲で、敷地外への弁当等の配達等、他業種の営業を行うことは妨げない。

5 応募資格

応募資格者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有している法人又は個人であること。
- ② モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）及び関係法令に基づく行政処分を受けた日から2年を経過していない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 国税、県税又は市税を完納している者であること。
- ⑤ 倉敷市が有する債権について滞納がない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていない者であること。
- ⑦ 倉敷市暴力団排除条例（平成23年条例第45号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者が経営又は運営に関与していない者であること。

6 応募方法

（1）申込受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年6月6日（金）まで（必着）

（2）提出書類（各2部）

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 事業者の概要（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 企画提案書（様式4）
- ⑤ 収支等計画書（様式5）（令和7年度及び令和8年度のもの）
- ⑥ 販売予定メニューの一覧（任意様式）
 - ※販売予定の全ての商品名及び価格（税込）が分かるものであること。
 - ※可能な限り料理の画像等を添付すること。
- ⑦ 飲食店営業許可証の写し
- ⑧ 法人登記事項証明書（法人の場合のみ）
 - ※1部取得し、副本にはコピーの添付で可
 - ※提出日から3カ月以内に交付されたもの
- ⑨ 納税証明書
 - ※各1部取得し、副本にはコピーの添付で可
 - ※提出日から3カ月以内に交付されたもの
 - ※国税は本店所在地の税務署、都道府県税は本店所在地の県民局、市町村税は市区町村役場で取得（税の未納（滞納）がないことが確認できるもの）

※国税の納税証明書の種類は、法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」

⑩ 決算書（直近の2年度分）

（3） 提出方法

郵送（書留郵便に限る）または持参

※事業局に持参する場合は、ホームページ又は電話等により開催日を確認の上、持参すること。

（4） 留意事項

- ① 本プロポーザル参加に要するための一切の費用は、応募者負担とする。
- ② 提出された全ての書類等は返却しないため、必ず控えをとること。
- ③ 提出書類の修正、差し替え等は、申込期間中に限り可能であること。

7 審査及び選定方法

（1） 応募資格審査

参加申込書を受理した全ての者を対象として、応募資格に適合しているか及び書類に不備がないかを確認し、必要に応じ応募者に書類の補正や追加提出を指示する。その後、選定対象となった応募者を対象として、事業局が設置する選定委員会による審査を実施する。

（2） 選定方法

選定対象となった提案ごとに、事業局が指定する日時に、事業局の事務所において面接審査（プレゼンテーション等）を行う。面接は、応募者が提案の要旨について10分以内でプレゼンテーションを行った後に、選定委員による質疑応答を行う。その後、選定委員は提出書類及びプレゼンテーションの内容について、**別紙2「企画提案に係る評価基準」**に基づいて総合的に評価を行う。

（3） 選定

選定委員会において最高得点を獲得した応募者を出店候補者（優先交渉権者）として選定する。ただし、その者と合意に至らない場合は評価点の高い順に交渉することとし、また、各委員の得点の合計が6割以下である場合は、失格とする。

なお、同じ得点を獲得した者が複数いた場合は、選定委員会において協議を行い、出店候補者を選定する。

（4） 結果通知

審査結果は応募者全員に文書で通知する。なお、他の応募者に係る審査の結果や内容についての問合せには応じないものとする。

（5） 出店候補者の公表

出店候補者（優先交渉権者）の公表は、ボートレース児島及び倉敷市（ボートレース事業局経営管理課）のホームページで行う。

8 使用条件

- (1) 食品衛生法及び関係法令並びに倉敷市児島モーターボート競走場内の特定施設の使用に関する規程を遵守するとともに、事業局の指示に従うこと。
- (2) 材料等の搬入に当たっては、来場者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう注意すること。
- (3) メニューの内容や価格に変更がある場合は、事業局に報告すること。
- (4) 店舗の管理責任者や従業員に変更がある場合は、事業局に報告すること。
- (5) 出店者は毎月の売上状況について、事業局に報告すること。また、その他運営状況等について事業局から報告を求められたときは、これに応じること。
- (6) 従業員の風紀・言動・服装等については、十分注意すること。
- (7) 店舗内に従業員以外の者を、みだりに出入りさせないこと。
- (8) 店舗内を定期的な清掃等により清潔に管理するとともに、そ族・昆虫類に汚染されないようにし、また、それらの駆除を行う場合は、事前に事業局に届出を行うとともに、実施記録を保存すること。
- (9) 残飯等の処理については、舟券発売に支障の無い範囲で即日処理すること。
- (10) 食中毒その他事故により利用者に損害を与えた場合は、その一切の責任を負うこと。
- (11) 店舗内を常時整理し、善良な管理者の注意をもって使用し、事故の防止に努めること。
- (12) 事業局の許可無く、器具・備品を搬入設置しないこと。
- (13) 使用施設等に損傷を与えた場合の修繕は、事業局の指示により、出店者の負担とする。ただし、事業局が負担の免除を認めたときはこの限りではない。
- (14) 店舗の業務に従事する者は、勤務日における舟券の購入等を自粛するとともに、勤務日以外であっても、ボートレース児島（外向発売所を含む）における舟券の購入等を自粛すること。

9 禁止行為について

テナントの使用に当たっては、次に掲げる行為を禁ずる。

- ① テナントを他人に転貸し、又はその使用权を担保に供し、若しくは他人に譲渡すること。
- ② テナント以外の用途に使用し、又は使用物件を損傷すること。
- ③ 事業局の承認なくして模様替えをし、又はテナント内外に工作物を設置し、若し

くは定置すること。

- ④ 住宅として使用すること。ただし、競走開催期間中物品監視のため必要な場合は、事業局の承認を得て宿泊することができる。
- ⑤ 事業局が指定する区域外に物品を陳列すること。
- ⑥ その他事業局が管理上必要と認めて指示した事項に違反すること。

10 参加資格又は使用許可の取消しについて

応募者又は出店者が次の要件に該当した場合は、応募資格又は出店者の決定の取り消しを行う。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 選定委員やその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ③ 使用許可書交付前に資金状況の変化があったこと等により、運営が困難であると事業局が判断したとき。
- ④ 出店者が「**5 応募資格**」に定める応募資格に適合しなくなったとき、または本要項に違反したとき。
- ⑤ 「倉敷市児島モーターボート競走場内の特定施設の使用に関する規程」（平成29年競艇事業局管理規程第28号）に定める禁止行為を行ったとき。
- ⑥ 使用条件に違反したとき。
- ⑦ 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- ⑧ 正当な理由なく競走の1開催期間中、店舗を営業しなかったとき。

11 原状回復について

- (1) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、出店者は使用に係る施設を指定期日までに事業局の立会検査を受けて返還すること。

また、事業局の承認を受けて設置した諸設備は、これを撤去し、原形に復して返還すること。

- (2) 出店者が施設を損傷又は滅失したときは、事業局の指示に基づいてこれを原形に復し、又はその損害を賠償すること。

ただし、事業局においてやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

12 その他

- (1) 法令の遵守

施設の使用及びテナントの営業に当たっては、「倉敷市児島モーターボート競走場内の特定施設の使用に関する規程」（平成29年競艇事業局管理規程第28号）及びその他関係法令を順守すること。

- (2) 損害責任について

次に掲げる事項により出店者に損害が生ずることがあっても、事業局はその賠償の責めを負わない。

- ① モーターボート競走事業が廃止され許可を取り消したとき。
- ② 出店者の使用許可の取り消しが行われたとき。
- ③ 天候その他やむを得ない理由により競走の開催を延期し、又は1日の開催中途において中止若しくは開催しなかったとき。
- ④ 搬入金品等の盗難又は損傷をうけたとき。
- ⑤ 使用許可期間の満了により返還するとき。

(3) 質問回答

応募に伴い疑義が生じた事項については、「13 問合せ及び書類提出先」まで、「質問票（様式6）」により電子メールにて提出すること。

後日、応募者全員に電子メールで回答するとともに、ボートレース児島のホームページに回答の掲載を行う。

提出期限：令和7年5月21日（水）

(4) 参加辞退

プロポーザル参加の応募後、面接審査の実施日までに参加を辞退する場合は、「辞退届（様式7）」を持参もしくは郵送にて速やかに提出すること。

(5) スケジュール予定

日 程	項 目
令和7年5月7日（水）	募集の公告
5月7日（水）～5月21日（水）	質疑受付期間
5月7日（水）～6月6日（金）	申込受付期間、現地見学期間
6月17日（火）	面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）
6月19日（木）ごろ	出店者の決定、結果通知
～10月1日（水）まで	営業開始

13 問合せ及び書類提出先

〒711-8567

岡山県倉敷市児島元浜町6番地3

倉敷市ボートレース事業局 経営管理課 経営企画係

担当：守屋、大野

電話：（086）472-5051

Mail：foodcourt@brkojima.jp

<持参の場合の提出場所>

事業局は事務所2Fにあります。

入口で守衛に名前と用件をお伝えください。

